

◇大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

- 1 扶養親族の所得限度額を改めることにしました。
- 2 扶養手当の額を改定することにしました。
- 3 駐車場等の利用に係る通勤手当の支給にあたり必要な事項を定めることにしました。
- 4 宿日直手当の額を改定することにしました。
- 5 職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 6 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 7 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 8 この規程は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)